

2025年3月14日

株主各位

長野県北安曇郡白馬村大字北城 6329 番地 1
日本スキー場開発株式会社
代表取締役社長 鈴木 周平

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、2025年3月7日、会社法第370条及び当社定款第26条に基づく取締役会の決議に代わる書面の同意により、2025年4月1日（火曜日）をもって、当社普通株式1株を3株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当を受ける権利の基準日を2025年3月31日（月曜日）と定めましたので公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2025年4月1日（火曜日）をもって、当社定款第6条の発行可能株式総数を現行の32,000,000株から96,000,000株に変更することを併せて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以上

お知らせ及びご注意

- 株式の分割後のご所有株式に関するご案内は、2025年4月下旬にお届けご住所にお送りする予定でございます。
- 2025年4月1日（火曜日）付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- 住所変更、改姓名などの各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。
 - 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。
特別口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社
連絡先：東京都府中市日鋼町1-1 電話 0120-232-711（通話料無料）
郵送先：〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部